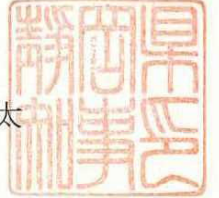




環 生 第 396 号  
令和 2 年 11 月 20 日

合同会社御前崎港バイオマスエナジー  
代表社員 株式会社レノバ  
職務執行者 永井 裕介 様

静岡県知事 川勝 平太



「(仮称)御前崎港バイオマス発電事業に係る環境影響評価事後調査計画書」  
に関する意見について (送付)

令和 2 年 10 月 21 日付けで貴職から送付のあった「(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業環境影響評価事後調査計画書」について、静岡県環境影響評価条例第 35 条第 1 項に基づき、別添のとおり環境保全の見地からの意見を述べます。

担 当 暮らし・環境部環境局生活環境課  
電話番号 054-221-2255  
FAX 番号 054-221-3665  
E-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

別紙

「(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業に係る環境影響評価事後調査  
計画書」に関する意見について

静岡県

## はじめに

本事業は、株式会社レノバから事業承継を受けた合同会社御前崎港バイオマスエナジー（以下「事業者」という。）が御前崎港内において、出力 74,950 kW 規模の海外から輸入する木質ペレット等を主な燃料とするバイオマス発電設備を新たに設置するものである。

御前崎港の周辺は、遠州灘御前崎県立自然公園区域があり、海水浴や磯遊び、ウインドサーフィン等の自然との触れ合いの場として、地域の人々のみならず地域外の人々にも親しまれている場も多く存在している。

また、御前崎港は、海上からのアクセスだけでなく、本県の空の玄関口である富士山静岡空港、陸路の大動脈である新東名高速道路や東名高速道路の近くに位置するなど、陸・海・空の交通アクセスに恵まれていることから、物流拠点としてだけでなく、海外からの観光客の玄関口としても期待されており、クルーズ客船の継続的な就航に向けた取組が進められている。

御前崎港を取り巻くこうした状況や、当該港には大きな建造物が存在しないことを踏まえると、当該発電設備については、今後、当地を訪れる国内外の方々に対し、この地域のランドマークとしての存在感を示すことができるよう、その機能・形状を生かした配色デザインの検討を行う等、景観への十分な配慮が求められる。

また、本事業の木質バイオマス発電については、成長過程で空気中の二酸化炭素を吸収・蓄積している木質資源を燃焼することで、二酸化炭素排出量の新たな増加を招かない（カーボンニュートラル）発電方法として、地球温暖化対策に寄与するものであるが、将来的には県内の未利用木材等の利用を促進するなど、地域のカーボンニュートラルの実現に大きな役割を果たす施設となることを期待するものである。

## I 全般的事項

- (1) 事後調査の実施に当たっては、可能な限り最新の知見や手法を取り入れ、調査の過程で環境影響に関わる変更が生じた場合は、選定した調査項目や手法の見直し、追加調査の実施などにより適切に対応すること。
- (2) 工事中及び施設の稼働後において、周辺環境への新たな影響や現時点での想定を著しく上回る影響（以下、これらを「新たな影響等」という。）が懸念され、又は確認された場合には、県、御前崎市及び牧之原市に速やかに報告すること。
- (3) また、周辺環境への新たな影響等が懸念される場合は、専門家の指導及び助言を踏まえ状況を把握した上で、事後調査を実施するとともに、周辺環境への新たな影響等が確認された場合には、速やかに環境保全措置を講じ、その効果を事後調査により検証すること。  
なお、追加して実施した事後調査及び環境保全措置については、事後調査報告書に記載すること。
- (4) 事後調査の結果については、事後調査報告書により、広く市民に公表し、透明性の確保に努めること。

## II 個別事項

### 1 水質

#### (1) 排水管理

排水の水質については、事後調査終了後においても定期的に測定し、適切に管理すること。

### 2 動物・生態系

#### (1) アカウミガメ

当該発電設備やその附帯設備（以下「発電設備等」という。）で使用される夜間照明については、人にとって最小限度の照度であっても、孵化後のアカウミガメの行動に影響を及ぼすおそれがあるため、影響の有無について、地元のアカウミガメ保護団体等の専門家と定期的に意見交換を実施し、必要に応じて照明を落とすなど対策を講じること。

また、講じた対策については、事後調査報告書に記載すること。

#### (2) 外来生物対策

木質ペレット、パーム椰子殻の輸入に当たっては、輸入業者への外来生物混入防止に関する指導の状況や、適切な混入防止措置が確実に実施されているかを確認すること。また、敷地内で外来生物の混在が発覚した場合には、優先焼却処理を行うこととしているが、処理するまでの間に外部へ拡散することのないよう対策を講じるなど、外来生物の混入防止についてのチェック体制や、外部拡散防止対策の実施に万全を期すること。

なお、確認した内容や講じた対策については、事後調査報告書に記載すること。

### 3 景観

#### (1) 発電設備等の視認状況の確認

当該発電設備等の視認状況の確認に当たっては、フォトモンタージュ<sup>1</sup>の予測と比較するとともに、景観への影響が確認される場合にはその低減に努めること。

1 「フォトモンタージュ」とは、景観保全を検討するために現況写真に建築物等を合成した画像のこと。

## **(2) 発電設備等の配色デザイン**

当該発電設備等の主要な機器群は、大規模で無機的な形態、形状であることから、周辺環境との調和を図りつつ、国内外の発電所の色彩、景観デザインを参考にするなど、その機能・形状を生かした配色デザインの検討を行い、その結果を事後調査報告書に記載すること。

## **4 廃棄物**

### **(1) 災害対策**

燃料の燃え殻については、毎日回収される計画となっているが、災害時などに長期間保存せざるを得ない状況を想定し、燃え殻に由来する臭気が外部に拡散しないように対策を講じること。

## **5 その他**

### **(1) 津波対策**

当該発電設備等が設置されるのは、静岡県第4次地震被害想定において、津波により最大6m、燃料タンク・燃料倉庫付近では4.5mの浸水が予想される区域である。

このことから、津波などの自然災害の外的要因により発電設備等が損壊し、燃料である木質ペレット等が散乱することなどが懸念されるため、固い地盤に至るまで建物の杭基礎を打つことなどにより、設備の倒壊や流出が起こらないよう十分な対策を講じること。

### **(2) 周辺緑化**

緑地整備に当たっては、海岸環境に耐性のある樹種を選定すること。